

べく考慮すべし。

二 部会委員の昨年中に於ける鉄道を出勤板にせられたし。
(回答) 考慮すべし。

六 新規採用者の私物箱設置の件外二項に關する自動車部の
口頭嘆願 — 瀬川運輸課長宛 (二月二十七日) —

一 新規採用者の私物箱設置の件。
二 自動車乗客賃運賃貨幣使用者あり。車掌の年俸を中止せられたし。
三 公休者の車使用に依り運賃キ口過上し。部介品並に取工不足に依り修繕店に合は下。従業員、収入に影響す。

七 三陸地方出身者有給休暇容認に關する東交執行委員の嘆
願 — 労働課長宛 (三月八日) —

一 三陸地方の地震に就いて各地方出身者にして己を待下歸省する者に対し有給休暇を所與せられたし。
(回答) 實狀調査の上考慮すべし。

八 中間本ギ一車両題に關する電車部錦糸堀支部の嘆願
— 営業所長宛 (三月二十八日) —

一 目下工場に製作中の改造車が錦糸堀車庫に配置せらるゝ場合は、應接車掌等従来、本ギ一車並に取扱はれたし。
二 錦糸堀営業所食堂清潔保持に干渉す件。

九 勤務時間改正外十二項に關する電車部柳島支部の嘆願書
— 中津営業所長宛 (三月 日) —

- 一 勤務時間を改正されたし。
- 二 依床車脚車に努力されたし。
- 三 便所に引窓を設けられたし。
- 四 便所の器具を新けられたし。
- 五 便所の電球を四つに増設されたし。
- 六 浴盆に便所を設置されたし。
- 七 食堂に大煙風扇を設けられたし。